

令和4年7月の主な動き、取組

1 令和4年5月の雇用失業情勢について

(職業安定課)

有効求人数	44,857人	対前月比	2.3%増 (2か月連続の増加)
有効求職者数	32,963人	対前月比	1.8%増 (2か月連続の増加)
有効求人倍率	1.36倍	前月比	0.01ポイント上昇

※数値は季節調整値

2 新型コロナウイルス感染症の雇用への影響について

(職業安定課、職業対策課)

雇用調整助成金の支給申請・決定状況
コロナに負けるな!

3 令和3年に立入調査した3分の2を超える事業場で法令違反

(労働基準部監督課)

令和3年に立入調査を行った1,354事業場の70.2%で何らかの労働基準関係法令(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など)の違反が認められました。

4 令和4年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

(労働基準部賃金室)

令和4年7月4日に、令和4年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

5 令和4年度全国安全週間における合同安全パトロールの実施について

(労働基準部健康安全課)

全国安全週間(7/1~7/7)にあたり、7月6日(水)に建設現場における合同安全パトロールを実施します。
--

6 新しい「くるみん」企業が誕生しました！

(雇用環境・均等室)

次世代育成支援対策推進法に基づき、くるみん認定企業として、「社会福祉法人天祐会」を認定しましたので、公表します。

鹿児島労働局発表
令和4年7月1日(金)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 松山 和幸
地方労働市場情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和4年5月分)について ～有効求人倍率は、1.36倍と、前月より0.01P上昇～

5月の概要

求人に改善の動きが続いている中で、求職活動にも前向きな動きがみられる。
新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.36倍** 前月より0.01ポイント上昇(2か月連続の上昇)(P2参照)
 - ・全国では、26番目の高さ。九州では、宮崎県、佐賀県、熊本県に次いで4番目の高さ。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.24倍 前月より0.01ポイント上昇(5か月連続の上昇)

- ・有効求人数(季節調整値) **44,857人** 前月より2.3%増加(2か月連続の増加)

- ・有効求職者数(季節調整値) **32,963人** 前月より1.8%増加(2か月連続の増加)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.45倍 前月より0.01ポイント上昇(3か月連続の上昇)

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。

「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.28倍** 前月より0.04ポイント上昇(2か月連続の上昇)(P2参照)

- ・新規求人数(原数値) **14,918人** 前年同月より15.2%増加(16か月連続の増加)(P2参照)

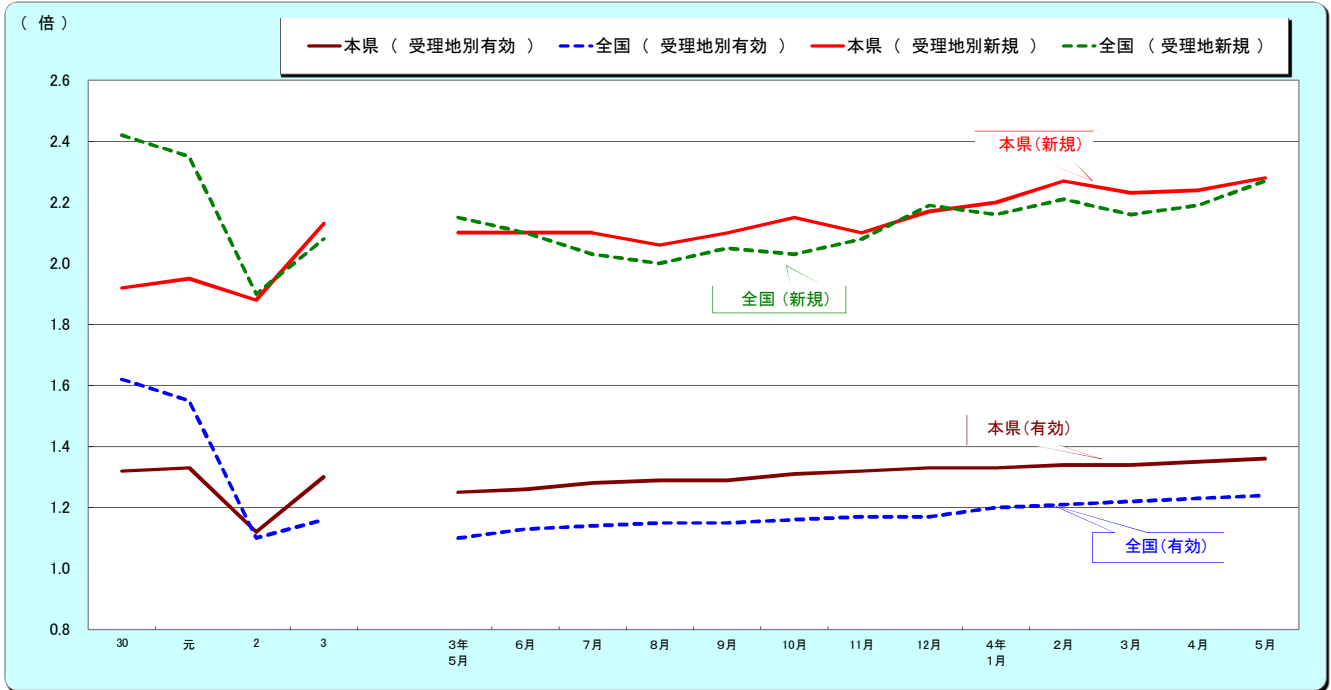
主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種・・・宿泊業・飲食サービス業(49.2%増)、運輸・郵便業(22.9%増)、建設業(18.4%増)
サービス業(他に分類されないもの)(17.8%増)、医療・福祉(17.3%増)、
卸売業・小売業(3.6%増)

減少した業種・・・製造業(0.4%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **7,398人** 前年同月より7.7%増加(5か月ぶりの増加)(P3参照)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



			29年度	30	元	2	3	3年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	受地理別	本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30	1.25	1.26	1.28	1.29	1.29	1.31	1.32	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36
		全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.10	1.13	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24
	就業地別	本県	1.31	1.42	1.42	1.18	1.36	1.31	1.33	1.35	1.36	1.36	1.38	1.39	1.39	1.41	1.41	1.42	1.44	1.45
新規求人倍率	受地理別	本県	1.78	1.92	1.95	1.88	2.13	2.10	2.10	2.10	2.06	2.10	2.15	2.10	2.17	2.20	2.27	2.23	2.24	2.28
		全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.08	2.15	2.10	2.03	2.00	2.05	2.03	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27
	就業地別	本県	1.91	2.05	2.08	1.97	2.24	2.22	2.22	2.20	2.19	2.22	2.26	2.24	2.28	2.32	2.37	2.33	2.40	2.42

*3年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数は、前年同月比15.2%増と、16か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
新規求人数 ※	14,812	13.4	16,499	11.0	15,856	5.5	15,632	6.4	14,918	15.2
D 建設業	1,473	11.8	1,536	6.2	1,501	10.2	1,585	1.2	1,525	18.4
E 製造業	1,492	28.7	1,371	3.4	1,650	9.9	1,871	45.2	1,348	▲ 0.4
H 運輸業、郵便業	532	8.9	609	19.6	583	20.5	558	28.9	643	22.9
I 卸売業、小売業	1,997	7.0	2,249	8.1	1,931	▲ 4.4	1,862	▲ 2.7	2,315	3.6
M 宿泊業、飲食サービス業	821	23.0	800	18.2	990	15.3	1,039	37.1	931	49.2
P 医療、福祉	4,683	12.2	5,053	11.5	5,069	4.6	4,916	6.2	4,693	17.3
R サービス業(他に分類されないもの)	1,521	3.0	1,798	47.7	1,680	10.3	1,751	▲ 7.6	1,379	17.8
有効求人数	41,838	15.7	45,702	12.7	46,904	10.6	45,080	10.1	43,736	10.8

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は、全ての年齢層で増加となり、有効求職者数は、44歳以下を除く年齢層で増加となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	6,969	0.3	7,096	▲ 4.8	7,609	▲ 4.9	9,252	▲ 6.9	7,398	7.7
44歳以下	3,474	▲ 0.9	3,333	▲ 7.3	3,655	▲ 8.4	4,133	▲ 12.0	3,597	2.1
うち34歳以下	2,077	▲ 1.7	1,939	▲ 7.8	2,162	▲ 11.2	2,549	▲ 11.0	2,136	3.0
45歳以上	3,495	1.5	3,763	▲ 2.4	3,954	▲ 1.5	5,119	▲ 2.3	3,801	13.5
うち55歳以上	2,236	1.0	2,398	▲ 1.5	2,476	▲ 5.1	3,627	▲ 1.8	2,420	13.1
うち65歳以上	988	7.6	1,015	3.7	1,150	▲ 1.7	1,782	▲ 2.0	1,115	15.3
雇用保険受給資格決定件数	1,886	▲ 5.6	1,567	▲ 10.9	1,822	2.6	2,824	▲ 3.2	2,770	7.7
有効求職者数	32,302	▲ 0.3	31,917	▲ 2.7	33,328	▲ 2.8	34,553	▲ 2.1	34,746	1.1
44歳以下	15,248	▲ 0.7	15,049	▲ 2.4	15,478	▲ 3.5	15,592	▲ 4.3	15,796	▲ 0.7
うち34歳以下	9,118	▲ 1.1	8,896	▲ 3.5	9,116	▲ 5.2	9,314	▲ 5.6	9,452	▲ 1.6
45歳以上	17,054	0.1	16,868	▲ 2.9	17,850	▲ 2.1	18,961	▲ 0.2	18,950	2.7
うち55歳以上	10,953	▲ 0.5	10,647	▲ 3.7	11,332	▲ 3.4	12,455	▲ 1.4	12,393	0.9
うち65歳以上	419	8.8	4,069	6.8	4,555	5.4	5,340	4.7	5,343	4.9
雇用保険受給者実人員	6,459	▲ 5.0	5,529	▲ 13.9	5,657	▲ 14.4	5,628	▲ 11.3	5,940	▲ 5.7

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

「離職求職者(うち事業主都合)」を除き増加となった。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			2月		3月		4月		5月	
新規求職申込件数	6,907	0.3	7,054	▲ 4.7	7,562	▲ 4.9	9,201	▲ 6.9	7,356	8.6
在職求職者	2,021	5.3	2,738	▲ 5.2	2,471	▲ 8.3	1,602	▲ 12.5	1,815	11.6
離職求職者	4,238	▲ 2.5	3,712	▲ 4.6	4,327	▲ 2.0	6,779	▲ 5.3	4,789	7.8
うち事業主都合	862	▲ 14.5	687	▲ 2.8	933	▲ 1.8	1,693	▲ 14.6	889	▲ 7.2
うち自己都合	3,116	0.7	2,805	▲ 5.7	3,126	▲ 3.1	4,551	0.1	3,595	12.3
無業求職者	649	4.2	604	▲ 3.7	764	▲ 9.6	820	▲ 8.4	752	6.2

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は、3か月連続で前年同月を下回った。65歳以上の就職件数は16か月ぶりに前年同月を下回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			2月		3月		4月		5月	
就職件数	2,596	1.0	2,673	0.5	3,475	▲ 9.2	2,893	▲ 16.6	2,548	▲ 4.6
44歳以下	1,356	▲ 3.0	1,381	▲ 1.6	1,688	▲ 13.7	1,348	▲ 22.8	1,329	▲ 6.7
うち34歳以下	735	▲ 1.9	736	1.7	872	▲ 15.1	772	▲ 24.1	757	▲ 3.7
45歳以上	1,240	1.3	1,292	2.8	1,787	▲ 4.6	1,545	▲ 10.3	1,219	▲ 2.3
うち55歳以上	704	4.0	721	7.5	1,041	▲ 1.0	942	▲ 7.9	666	▲ 7.9
うち65歳以上	220	22.0	203	25.3	308	5.5	353	1.4	208	▲ 16.1
雇用保険受給者	685	▲ 5.5	616	▲ 7.5	764	▲ 18.5	710	▲ 2.7	789	5.8

5.完全失業率(全国)

	元年平均	2年平均	3年平均	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月	5月
完全失業率 (%)	2.4	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6
完全失業者数 (万人)	162	191	193	182	171	185	180	180	188	191

※完全失業率は季節調整値

資料出所:総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月より0.10ポイントの上昇となった。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			2月		3月		4月		5月	
正社員新規求人数	7,001	13.4	7,237	8.8	7,329	5.7	7,475	8.9	7,050	12.2
新規求人数に占める割合	47.3%	0.0	43.9%	▲ 0.8	46.2%	0.1	47.8%	1.1	47.3%	▲ 1.2
正社員有効求人倍率	1.08	0.17	1.15	0.17	1.12	0.15	1.08	0.13	1.07	0.10
全 国	0.90	0.70	0.97	0.10	0.95	0.10	0.92	0.11	0.91	0.09
正社員有効求人数	20,159	15.3	21,392	12.8	21,681	10.4	21,364	9.8	21,050	9.8
有効求人数に占める割合	48.2%	▲ 0.1	46.8%	0.0	46.2%	▲ 0.1	47.4%	▲ 0.1	48.1%	▲ 0.5
正社員有効求職者数(※)	18,734	▲ 2.1	18,671	▲ 3.7	19,395	▲ 4.3	19,698	▲ 3.7	19,676	▲ 0.3
有効求職者に占める割合	58.0%	▲ 1.1	58.5%	▲ 0.6	58.2%	▲ 0.9	57.0%	▲ 0.9	56.6%	▲ 0.8

(※)正社員有効求職者数……パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

7.令和4年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和3年5月	1.18	1.08	1.37	1.51	1.21	0.97	1.37	1.05	0.91	1.22	1.45	0.91	1.10	1.15
6月	1.19	1.01	1.29	1.55	1.25	1.03	1.37	1.08	0.93	1.32	1.54	0.93	1.20	1.18
7月	1.22	1.05	1.38	1.72	1.33	1.02	1.49	1.14	1.02	1.41	1.64	1.04	1.27	1.22
8月	1.25	1.10	1.49	1.67	1.32	1.06	1.45	1.16	1.09	1.40	1.67	1.05	1.26	1.25
9月	1.22	1.28	1.35	1.59	1.34	1.14	1.47	1.17	1.19	1.52	1.64	1.07	1.24	1.26
10月	1.26	1.27	1.49	1.69	1.41	1.21	1.56	1.24	1.21	1.60	1.71	1.14	1.34	1.31
11月	1.31	1.41	1.43	1.70	1.47	1.28	1.61	1.35	1.23	1.78	1.80	1.21	1.41	1.37
12月	1.38	1.47	1.46	1.87	1.52	1.37	1.70	1.35	1.18	1.52	1.96	1.31	1.53	1.43
令和4年1月	1.39	1.54	1.42	1.92	1.45	1.31	1.67	1.42	1.15	1.35	1.92	1.38	1.44	1.41
2月	1.45	1.56	1.45	1.91	1.50	1.30	1.58	1.40	1.17	1.20	1.96	1.39	1.43	1.43
3月	1.43	1.58	1.44	1.82	1.44	1.27	1.46	1.38	1.12	1.43	1.71	1.31	1.42	1.41
4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30
5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26

〈用語の解説〉

- 新規求人数…… ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
- 有効求人数…… 「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
- 新規求職申込件数…… ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
- 有効求職者数…… 「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
- 求人倍率…… 求職者数に対する求人数の割合。
求人を受け付けたハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
- ⇒新規求人倍率… 「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
- ⇒有効求人倍率… 「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
- ⇒正社員有効求人倍率… 「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
- 季節調整値…… 1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。
求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。
そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があり、この季節変動の除去を「季節調整」という。
毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
- 原数値…… 実際の数値(季節調整前の数値)。
- 就職件数…… ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
- 一 般…… パートタイム以外のものをいう。
- パ ー ト…… パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
- 常 用…… 雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
- 正 社 員…… パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。
- 完全失業率…… 労働力人口に占める完全失業者の割合。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の支給決定状況

鹿児島労働局

雇用調整助成金の支給申請件数・支給決定件数（令和4年6月20日現在（速報値））

支給申請件数 48,848件

支給決定件数 48,355件

直近3ヶ月間（令和4年3月21日から6月20日まで）の申請の動き

業 種	3/21～4/20の申請件数 (構成比)	4/21～5/20の申請件数 (構成比)	5/21～6/20の申請件数 (構成比)	R4.6.20時点の累計 (構成比)
農 業 ・ 漁 業	13件 (0.6%)	18件 (1.1%)	13件 (0.9%)	464件 (0.9%)
建 設 業	81件 (3.9%)	62件 (3.9%)	77件 (5.5%)	1,946件 (4.0%)
製 造 業	185件 (8.9%)	148件 (9.3%)	146件 (10.5%)	6,379件 (13.1%)
道路旅客運送業	107件 (5.1%)	78件 (4.9%)	64件 (4.6%)	2,247件 (4.6%)
卸 売 業	85件 (4.1%)	50件 (3.1%)	58件 (4.2%)	1,813件 (3.7%)
小 売 業	200件 (9.6%)	187件 (11.8%)	154件 (11.1%)	5,452件 (11.2%)
宿 泊 業	144件 (6.9%)	91件 (5.7%)	97件 (7.0%)	3,559件 (7.3%)
飲 食 業	775件 (37.3%)	527件 (33.2%)	394件 (28.3%)	13,359件 (27.3%)
サービ業	118件 (5.7%)	108件 (6.8%)	108件 (7.8%)	3,474件 (7.1%)
娯 楽 業	33件 (1.6%)	44件 (2.8%)	41件 (2.9%)	1,329件 (2.7%)
そ の 他	337件 (16.2%)	275件 (17.3%)	239件 (17.2%)	8,826件 (18.1%)
計	2,078件	1,588件	1,391件	48,848件

※業種は日本標準産業分類による

令和4年9月までの雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年6月30日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年9月30日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和4年	
		1月・2月	3～9月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を厳格化しています

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

- ・ 事業所名等の積極的な公表
- ・ 予告なしの現地調査
- ・ 返還請求（ペナルティ付き）
- ・ 5年間の不支給措置
- ・ 捜査機関との連携強化

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

リーフレット



不正受給の対応を
厳格化しています

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象期間等の延長及び緊急事態宣言の発令等に伴う地域特例のお知らせ

申請対象期間等の延長について

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、**申請対象期間及び申請期限が延長**となりました。

	申請対象期間	申請期限
中小企業	令和3年10月～12月	令和4年6月30日(木) ※終了
	令和4年1月～6月	令和4年9月30日(金)
	令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)
大企業	令和3年10月～12月	令和4年6月30日(木) ※終了
	令和4年1月～6月	令和4年9月30日(金)
	令和4年7月～9月	令和4年12月31日(土)

【注意点】(中小企業、大企業共通)

- 1日当たり支給上限日額8,265円
(令和3年12月までは9,900円/令和4年8月以降は変更後の基本手当の日額上限額)
- 一部対象地域においては、申請対象期間が令和3年10月～令和4年9月分の場合でも、支給上限日額が11,000円となります。(詳細については裏面をご参照ください。)
- 申請開始日は休業した期間の翌月初日からとなります。(例:6月の休業であれば7月1日から申請可能)
- 郵送申請の場合は申請期限必着、オンライン申請の場合は申請期限内に申請内容を送信する必要があります。
- 既申請分の支給(不支給)決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる場合、
支給(不支給)決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

【大企業にお勤めの場合の注意点】

- 対象者については大企業に雇用されるシフト制労働者等(※)であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させ、その休業に対する賃金(休業手当)を受け取っていない方。

(※) 労働契約上、労働日が明確でない方(シフト制、日々雇用、登録型派遣)

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う特例（地域特例）

以下の地域特例の対象となる期間及び区域において、知事が行う要請を受けて飲食店等の施設について営業時間の短縮等に協力する場合で、事業主に休業させられる労働者が休業手当を受け取れないときは、**1日あたりの支給上限額が11,000円**となります。

【対象となる休業】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等が命じる休業

- ①緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- ②緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- ③要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- ④休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

		令和3年10月～12月	令和4年1月～9月
中小企業	原則的な措置	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円(※)
	地域特例	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円
大企業	原則的な措置	8割 上限額:9,900円	8割 上限額:8,265円(※)
	地域特例	8割 上限額:11,000円	8割 上限額:11,000円

※令和4年8月以降は、変更後の基本手当の日額上限額

地域特例の対象となる期間及び区域

○対象期間 → 令和3年10月1日～令和4年9月30日

○緊急事態宣言が発令された対象地域

○まん延防止等重点措置の適用地域の知事が定める区域

※詳細については、厚生労働省ホームページに掲載されている区域を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000810971.pdf>



お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



? Æ _ ñ æ Å r

ü ù ? ø ö = [è P Æ^a Æ' æ = Ó É " a

, ° ¥ ß ¼ ~ - Ý « ¤ \$ U @ 7 # Ý _ Z < • s8j_ X 8 Z c
 0Ž7 '¼0b3, s › > *... X \ K Z › > • l g Á ß î á î i _ \$ O } € S
 % & 1 / í ì † ö _ 7 Ÿ 0 £ K Z > ~ r M
 7 Ÿ 0 £ † u S ç ô > 0 ° > 0 v > / ¥ ? } b (ü 0 £ \ K Z - 4 ! F Y ¥ > / > 2 ì
 _ S 4 b 5 Y ¥ ì ! l r [_ › Á ß î á î i [• q K S 0Ž7 '¼0b3, s ›
 > *... X † L # Õ › > %, b í î Ò ì î^a _ > 8 Z \$! / ² K Z 8 r M

Á ß î á î i [c ! d ? } 0Ž7 í 7 8 F u ^] _ | ~ 7³ * Ë K S %
 † - | M • S u _ \ ñ 7³ * Ë *... b 7 8 ° € † | f M • i z _ ' \$ x _
) Ó K r M
 r S + f # Õ q '¼ _ 6 ð M • % & 1 / v S 6 Û % & 1 / " » Á - " î @ u * Ë
 + f # Õ q r [+ ñ / b , \ *... \ v 4 K X X M / \$ x _ - | † / œ 8 r
 M

g*f

> 4 v > 0 > 2 ¥ ì ! l r [b (ü ' í
 0Ž7 '¼0b3, s › > *... X > 0 > * > . > 3 > 2 Ç
 > & ² \ > / > 1 > 1 > * > 5 > 5 > 4 Ç > '
 0Ž7 '¼0b3, s › > *... X b : U 8 G 0 d 7 # Ý › > *... X > 5 > 5 > 6 Ç
 > & ² \ > 4 > . > * > 6 > 2 > 1 Ç > '

d 8 G 0 d 7 # Ý › > *... > & Ä î ° í " Ý Á - ° t 4 5 & k (Û 0 "¼ > ' b 0 Ž 7 '¼ 0 b 3 , s *... X c ç ô
 > 0 ° > 3 v 2 5 ¥ | ~ • q 6 ä K Z > ~ 0 Ž 7 '¼ 0 b 3 , › > *...) r X b Æ 0 Ä _ ^ W Z 8 • v b [c
 ^ 8 G \ _ \$ - @ ² 0 [

報道関係者 各位

令和4年7月1日（金）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課
監督課長 篠田 雅史
主任監察監督官 二石 和伸

令和3年に調査した3分の2を超える事業場で法令違反 ～労働時間、安全基準に関する違反が多い～

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）は、令和3年に、管内の労働基準監督署（鹿児島、川内、鹿屋、加治木、名瀬）が実施した立入調査^{※1}の結果を取りまとめましたので、公表します。

【令和3年の立入調査結果(概要)】

- 立入調査を実施した1,354事業場の70.2%で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法など）の違反が認められました。【図1】
- 主要事項としては、
 - ・ 労働時間関係（36協定のない時間外・休日労働など） 242件（17.9%）
 - ・ 安全基準（危険な作業、危険な機械の使用など） 257件（19.0%）
 - ・ 割増賃金（賃金不払残業など） 189件（14.0%）の違反が多く認められました。【図2】
- 業種別では、保健衛生業87.9%、運輸交通業75.9%、商業72.8%、製造業66.4%、建設業63.2%などとなっています。【図3】
- 使用停止等命令^{※2}などの行政処分を67件行いました。【図4】
- 重大・悪質な法違反があったとして、11件（最低賃金法違反事件1件、労働安全衛生法違反事件10件）を鹿児島地方検察庁に書類送検^{※3}しました。【表2】

鹿児島労働局では、引き続き、管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報などから、労働時間、賃金支払い等の労務管理や安全衛生管理等の労働基準関係法令^{※2}上の問題が認められる事業場に対して立入調査を実施し、働く方が安心して安全に、そして健康で働ける労働環境を確保していきます。

また、この立入調査のほか、県下の労働基準監督署においては、働き方改革関連法の施行に伴って改正された労働基準法等の内容（年次有給休暇の取得促進や時間外労働の上限規制など）の説明を希望する事業場に対しては、直接事業場を訪問して、「労働時間相談・支援^{※4}」を行っており、令和3年は、181事業場を訪問しました。引き続き、関係法令の周知を行ってまいりますので、最寄りの各労働基準監督署にお問い合わせください。

【用語説明】

※1「立入調査」

労働基準監督官は労働基準法第 101 条などの規定に基づき、事業場等を訪問して、関係書類や機械・設備などを確認したり、関係者から聞き取りを行うなどして法定労働条件が守られているか確認を行っています。（「監督指導」とも言います。）

管内状況や労働基準監督署に寄せられる情報などに基づいて計画的に立入調査を実施しています。また、労働災害の発生を契機として実施したりもしています。

また、立入調査の結果、法令違反が認められた場合には、その事項を改善するよう是正を勧告します。（行政指導）

※2「使用停止等命令」

労働基準監督官の立入調査の結果、施設や設備等が定められた安全衛生基準に違反し、労働者に窮迫した危険が生じる場合等において、その使用や作業の停止、変更その他必要な事項を命ずる行政処分です。（労働基準法第 96 条の 3、労働安全衛生法第 98 条）

※3「書類送検」

法違反が是正されない場合や法違反が度重なる場合、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた場合などに、司法警察権限を行使し、検察庁に書類送検しています。（労基法第 102 条、安衛法第 92 条など）

※4「労働時間相談・支援」

「働き方改革」に取り組みたい中小企業・小規模事業者に対して、各労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」が事業場を訪問して、改正労働基準法の施行に関する次のようなお悩みについて解決策を提案するなどしています。

【相談例】

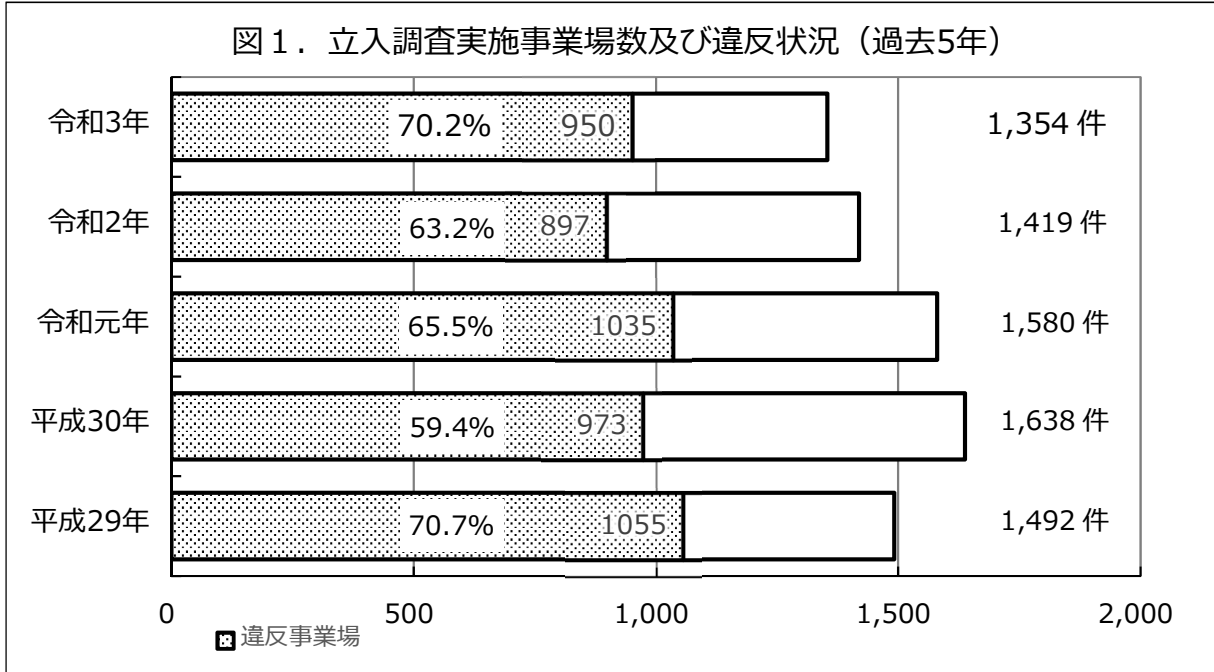
- ・ 時間外・休日労働協定（36 協定）の作り方や手続きを教えてください
- ・ 労働時間を短くするいい制度がないか教えてください
- ・ 上限規制に対応した労働時間管理について、やり方を教えてください
- ・ 助成金を活用して就業環境を良くしたいので、どのような助成金があるか教えてください

「労働時間相談・支援」は、改正労働基準法の施行に関する周知を目的に、事業場からの相談に対してきめ細やかな相談・支援を行うもので、上記の立入調査とは異なり、法定労働条件が守られているかを確認して、行政指導（是正を勧告）することはありません。

【令和3年の立入調査結果（詳細）】

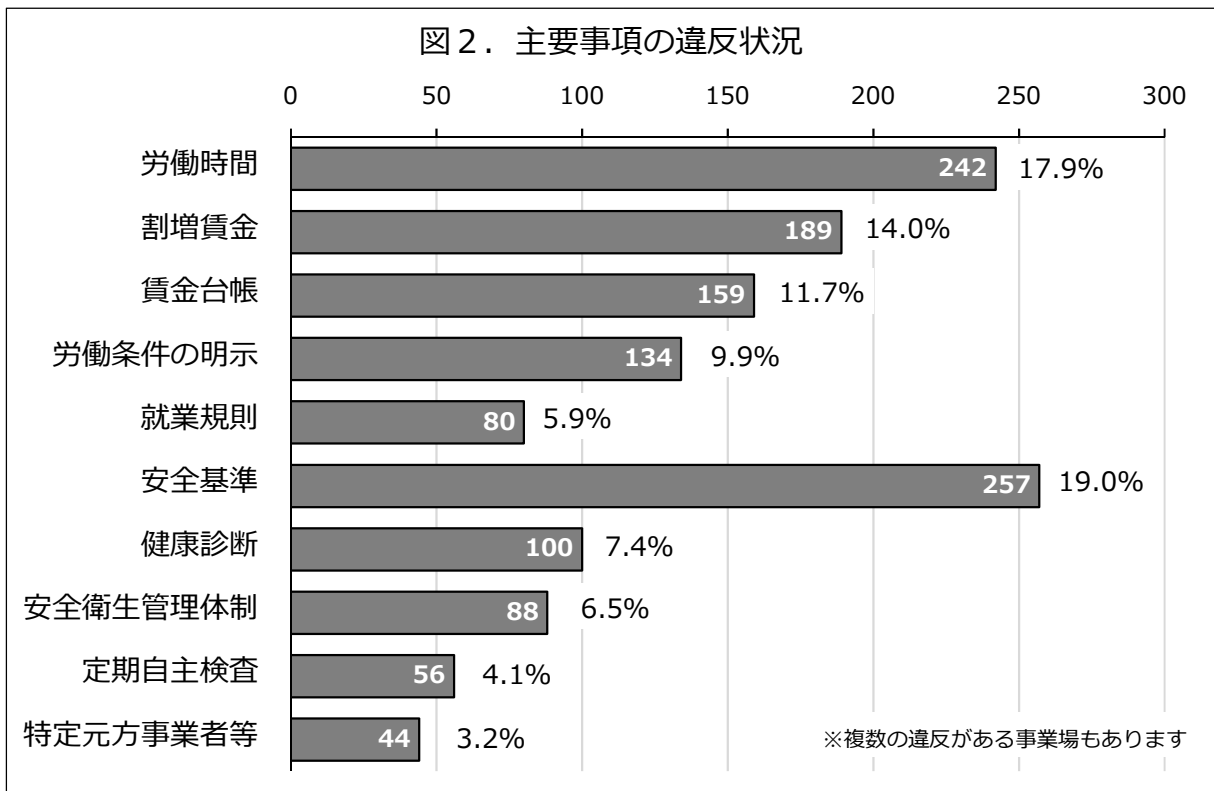
1 立入調査の実施結果【図1】

令和3年に立入調査（監督指導）を実施した1,354事業場のうち、70.2%（950事業場）で何らかの労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法）の違反が認められました。



(1) 主要事項の違反状況【図2】

労働基準法では労働時間（36協定を届け出ずに時間外労働・休日労働を行わせているなど）242件（17.9%）、労働安全衛生法では安全基準（危険な作業を行わせたり、危険な機械を使用させているなど）257件（19.0%）が最も多い違反事項でした。



主な法令違反の例（令和3年）【表1】

【労働基準法関係】

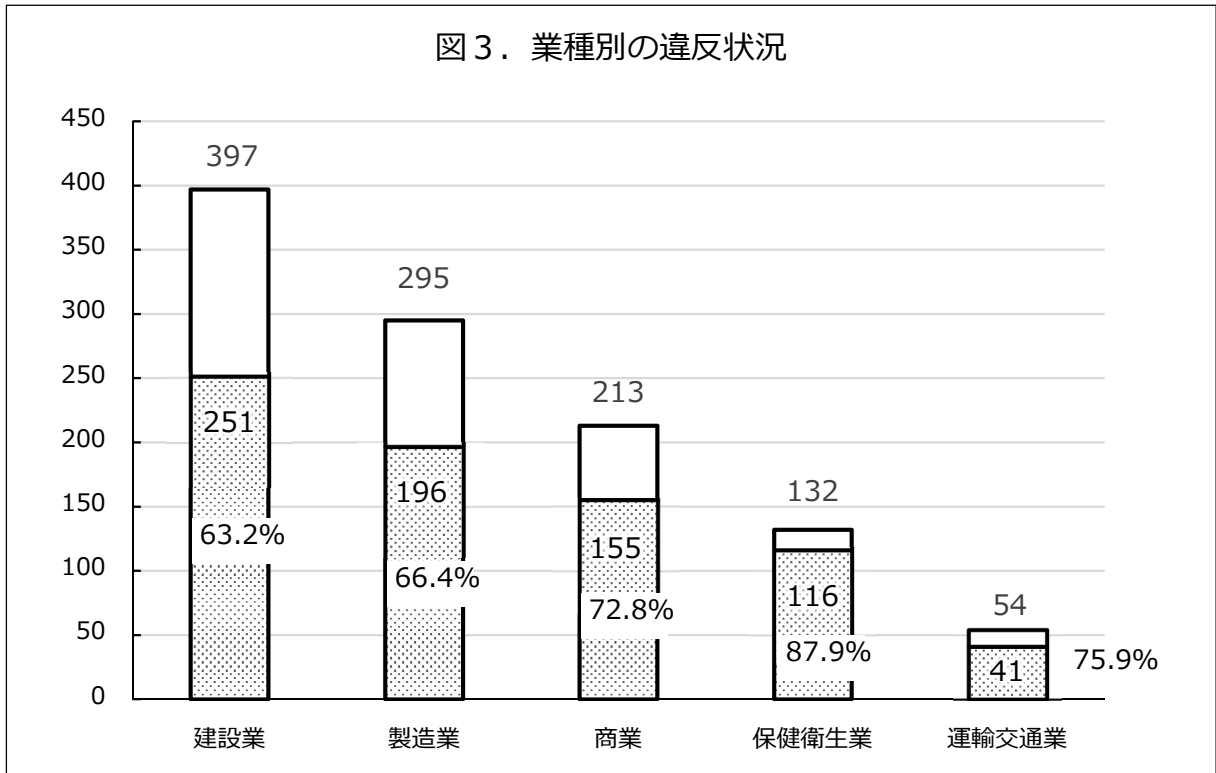
<p>労働時間・休日</p> <p>〔 労基法第 32 条・ 第 35 条・第 40 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）を締結し、それを労働基準監督署に届け出ることなく、法定労働時間を超えて、又は法定休日に労働させている。 ・ 36 協定の限度時間を超えて、時間外労働を行わせている。
<p>割増賃金</p> <p>（ 労基法第 37 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対し、法定の割増賃金を支払っていない。 ・ 割増賃金の算定基礎に、資格手当や精皆勤手当を含めていない。
<p>労働条件の明示</p> <p>（ 労基法第 15 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働契約を締結する際に、労働時間や賃金に関する事項を書面交付により明示していない。 ・ 有期労働契約を締結する際に、契約更新の基準（更新の有無等）を書面交付により明示していない。
<p>就業規則</p> <p>（ 労基法第 89 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時 10 人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成又は変更した場合に労働基準監督署に届け出ていない。
<p>賃金台帳</p> <p>（ 労基法第 108 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金台帳に労働日数や時間外労働時間数を記入していない。 ・ 賃金台帳を 3 年間保存していない。

【労働安全衛生法関係】

<p>安全基準</p> <p>〔 安衛法第 20 条 ～第 25 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械の原動機や回転軸等の労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に覆いを設けていない。（使用停止等命令処分） ・ 高さが 2 メートル以上の高所で労働者に作業を行わせるにあたり、手すり等の墜落防止措置を講じていない（使用停止等命令処分）。
<p>健康診断</p> <p>（ 安衛法第 66 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施していない。 ・ 有害物を取り扱ったり、高温等の特殊な環境下で業務に従事する労働者に対し、特殊健康診断を実施していない。
<p>安全衛生管理体制</p> <p>〔 安衛法第 10 条～第 12 条、 第 15 条、第 17 条～第 19 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者（安全管理者、衛生管理者等）を選任していない。 ・ 常時 50 人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を設けているが、委員の構成が法に適合していない。
<p>定期自主検査</p> <p>（ 安衛法第 45 条 ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォークリフトや建設機械、移動式クレーン等の機械について、1 年以内ごとに 1 回、定期的に自主検査を実施していない。
<p>特定元方事業者等</p> <p>〔 安衛法第 30 条・ 第 31 条 〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係請負人（下請会社）の労働者に足場を使用させているのに、足場の基準に適合する措置を講じていない。 ・ 関係請負人（下請会社）が入る現場において、作業間の連絡調整が不十分であったり、作業場所の巡視が行われていない。

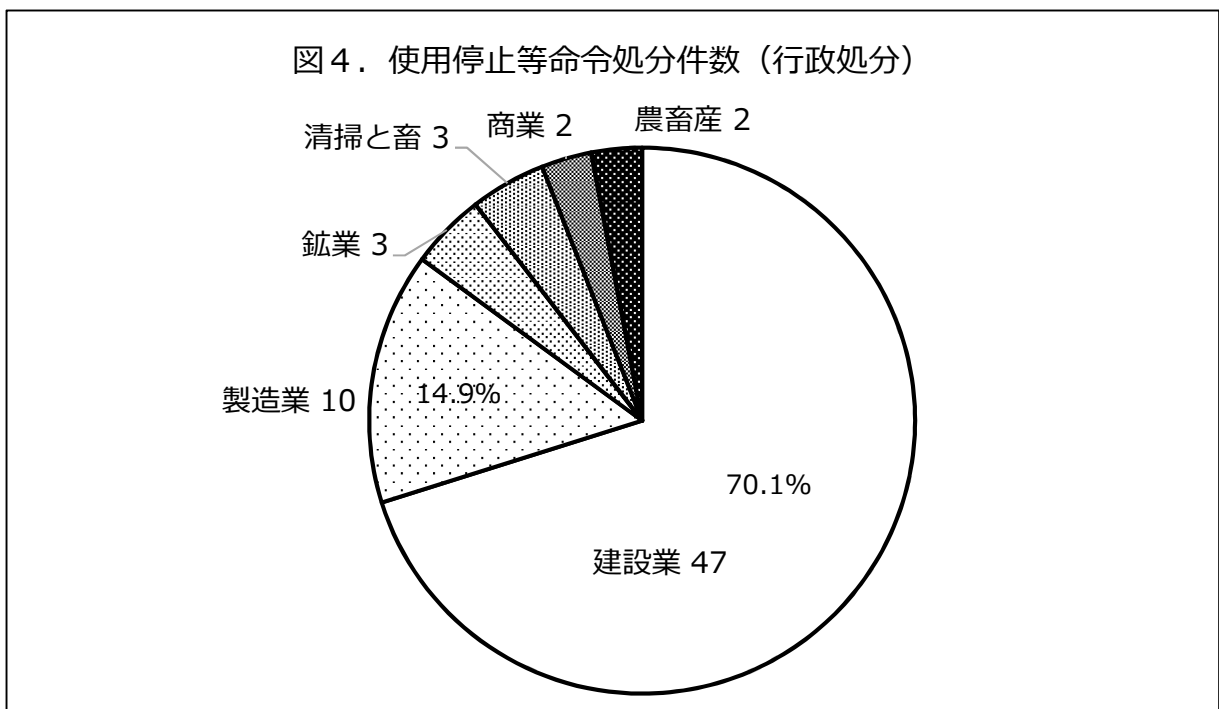
(2) 業種別の違反状況【図3】

業種別では、保健衛生業 87.9%、運輸交通業 75.9%、商業 72.8%、製造業 66.4%、建設業 63.2%などとなっています。



2 使用停止等命令処分【図4】

機械等に巻き込まれ防止措置が施されていない場合や高所作業で墜落防止措置が施されていない場合など危険性の高い機械・設備などに対して、その場で機械などの使用停止・変更や作業の停止等を命ずる行政処分を行った件数は67件で、そのほとんどが建設業（47件）や製造業（10件）の事業場におけるものでした。



書類送検の結果（令和3年）【表2】

No.	業種	概要	送検年月
1	その他の建設工事業	労働基準監督官の質問に対する虚偽の陳述	R3.1
2	産業廃棄物処理業	パッカー車の誤起動防止措置違反	R3.1
3	漁業	労災かくし	R3.2
4	その他の食料品製造業	定期賃金不払い	R3.3
5	木造家屋建築工事業	玉掛け業務の就業制限違反	R3.5
6	木材伐出業	チェーンソー業務に係る特別教育未実施	R3.9
7	社会福祉施設	労災かくし	R3.9
8	その他の土木工事業	労働基準監督官の質問に対する虚偽の陳述	R3.9
9	その他の事業	労働基準監督官の質問に対する虚偽の陳述	R3.9
10	畜産業	回転軸に対する危険防止措置義務違反	R3.10
11	その他の林業	伐木等機械の運転の業務に係る特別教育未実施	R3.10

令和4年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会の開催について

鹿児島地方最低賃金審議会（会長 やまもと 山本 てるまさ 晃正）は、令和4年7月4日に、令和4年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催します。

1 日時 令和4年7月4日（月）午前10時～

※ 冒頭、ご案内まで少しお待ちいただくことがあります。

2 場所 鹿児島合同庁舎 第2会議室（3階）（電話：099-223-8278）

（所在地）鹿児島市山下町13番21号

3 主な議題

- （1） 令和4年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について
- （2） 令和4年度鹿児島県最低賃金改正諮問について
- （3） 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- （4） 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について

4 取材申込み要領

- （1） 取材申込者は、取材希望の旨を電話又はメールにより、7月1日（金）までにお申し込みください。
- （2） 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のマスク着用等の一般感染対策にご協力をお願いします。また、当日、発熱等、風邪の症状が見られる場合や体調に不安がある場合には、取材をご遠慮ください。
- （3） お申し込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日はご本人であることが分かるものをお持ちください。

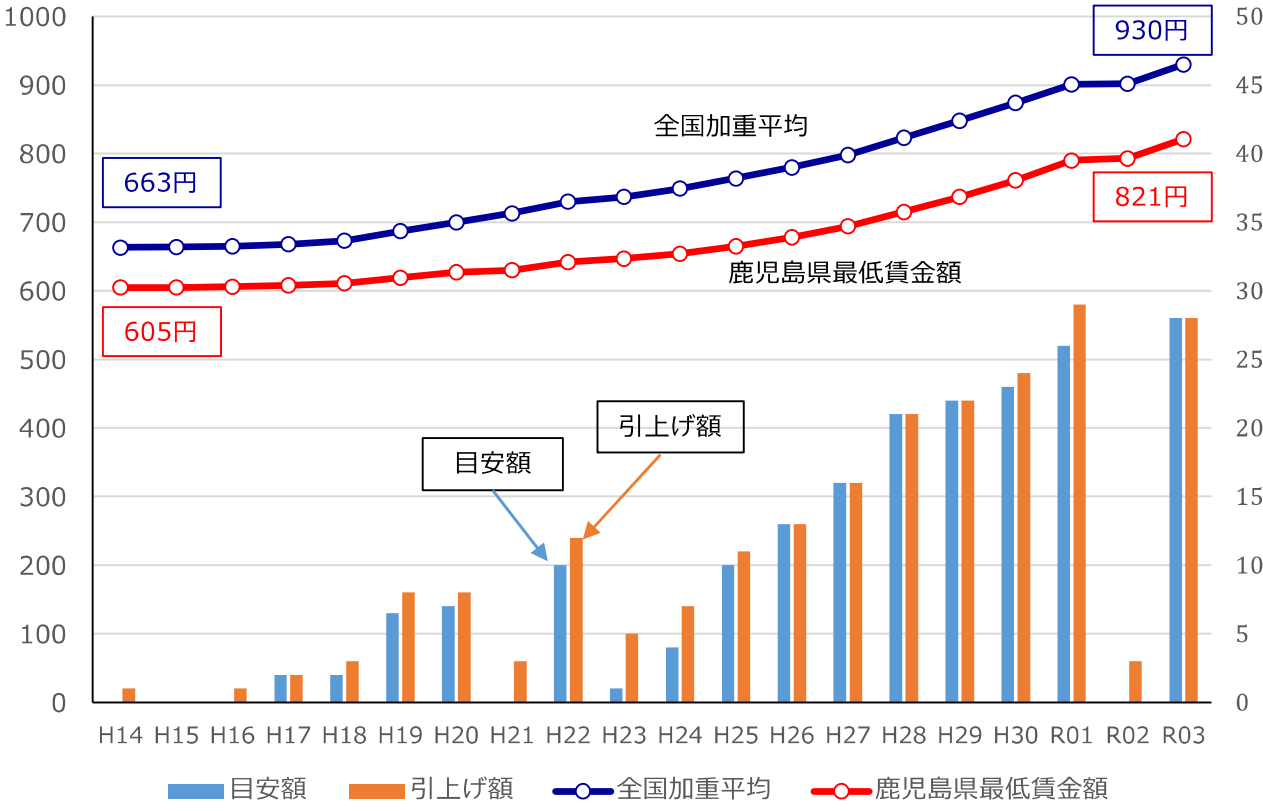
5 照会先

鹿児島労働局労働基準部賃金室

室長 勝田、室長補佐 松下 （直通電話）099（223）8278

メールアドレス：chinginshitsu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

最低賃金と引上げ額の推移



年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
全国加重平均	663	664	665	668	673	687	703	713	730	737
鹿児島県最低賃金額	605	605	606	608	611	619	627	630	642	647
引 上 げ 額	1	0	1	2	3	8	8	3	12	5
目 安 額	示さず	0	示さず	2	2	6~7	7	示さず	10	1

(円)

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
全国加重平均	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930
鹿児島県最低賃金額	654	665	678	694	715	737	761	790	793	821
引 上 げ 額	7	11	13	16	21	22	24	29	3	28
目 安 額	4	10	13	16	21	22	23	26	示さず	28

(円)

令和 3 年度 鹿児島地方最低賃金審議会日程（実績）

- 令和 3 年 7 月 2 日（金） 第 1 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正諮問

- 令和 3 年 7 月 21 日（水） 第 2 回本審

主な議題：中央最低賃金審議会の日安額伝達

- 令和 3 年 8 月 6 日（金） 第 3 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正答申

- 令和 3 年 8 月 24 日（火） 第 4 回本審

主な議題：鹿児島県最低賃金改正決定（答申）に対する異議申し出

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・
機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫
売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時まで遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費(=関連する経費)についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額	助成率
最大100万円	3/4 ※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年7月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



[参考]

◆日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。



厚生労働省 鹿児島労働局委託
《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

(受託者：鹿児島県社会保険労務士会)

年5日有給休暇
の確実な取得

施行済み

正規・非正規間
の不合理な
待遇差解消
同一労働同一賃金

施行済み

時間外労働の上限規制

- ◎原則として
月45時間・年360時間
 - ◎臨時的な特別な事情があり労使が
合意する場合でも
 - ・年720時間以内
 - ・休日労働を含み、月100時間満・
複数月平均80時間以内
- (45時間超えは年間6カ月まで)

施行済み

自動車運転業務・建設業・医師・
製糖業は2024年4月1日施行

中小企業の
月60時間
超の時間外
労働割増賃
金率が5割
以上に変更

2023年
4月1日
施行

相談
例

- ◆働き方改革って何をしたらいいの？ ◆不合理な待遇差って、どういうもの？
- ◆残業を減らしたいけど・・・？ ◆待遇差の理由の説明は？
- ◆有給休暇の取得の進め方は？ ◆何か役立つ助成金はあるの？

すべて無料

来所相談
(電話・メール)

セミナー



訪問コンサルティング
(企業訪問による相談支援)

事業主のご相談に **専門家（社会保険労務士）** が

お応えいたします。

相談
窓口

【鹿児島働き方改革推進支援センター】
鹿児島市下荒田3-44-18のせビル2階
(鹿児島県社会保険労務士会事務局内)
※E-mail hatarakikata@sr-kagoshima.jp
ホームページ

<https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/top/consultation/kagoshima.htm>

連絡先

0120-221-255

来所相談、セミナー講師、訪問相談

すべて無料！

裏面へ



F A X 申 込 書

(0 9 9 - 2 5 7 - 2 2 1 9)

鹿児島働き方改革推進支援センターでは、F A Xによるご相談、各種支援サービスのお申込みもお受けしております。
(電話・電子メール及びホームページからでもお申し込みが可能です。)

※希望するサービスに☑をお付けください。

個別訪問による相談を希望する

- ▶ 企業の情報は外部に漏れることはありません。
- ▶ 1企業当たり、3回まで企業へ訪問いたします。

ご相談内容：



働き方改革セミナー講師を希望する

※地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナー（40名程度）に講師を派遣いたします。

事業所名	
所在地	〒 ー
電話番号	
ご担当者名	
(備考)	

※F A Xをいただければ、直ちにお電話で日程調整等の連絡をいたします。

<働き方改革推進支援センター相談事例>

正社員と非正社員の処遇差が大きく、正社員に特定業務が集中（卸売・小売業）

- ⇒ 事務職中心の非正社員に、資格取得や正社員登用、マルチタスク化を提案。
- ⇒ 非正社員の時給のランク分けや、個人評価に対応する時給を提案。
- ➔ 非正社員の時給アップ。仕事の幅を広げ、業務の偏りが解消しつつある。
- ➔ フォークリフト資格を取り、正社員化（キャリアアップ助成金利用）した労働者もいる。

特定部門の社員が長時間労働（飲食業）

- ⇒ 従業員に所属部門以外の業務も習熟させ（マルチタスク化）、部門のシフト制を提案。
- ⇒ シフト作成前に休日の希望日を申請させ、休日の確保を徹底するよう提案。
- ⇒ 生産性向上に資する食材製造器等の費用を補助する時間外労働等改善助成金を紹介。
- ➔ マルチタスク化により残業が削減。

全国安全週間（7/1～7/7）にあたり、 建設現場における合同安全パトロールを実施します。

鹿児島県内の建設業における労働災害発生件数は、近年増減を繰り返しており、令和3年の休業4日以上之死傷者数は299人で対前年比6人(2.0%)の減少、死亡者数は5人で対前年比2人の増加となっています。

建設業における休業4日以上之死傷者数は平成21年の240人が最も少なかったのですが、その後増加傾向に転じ、近年は300人前後で増減を繰り返しています。

このような状況を踏まえ、鹿児島労働局では、これまでも機会あるごとに建設工事発注機関、関係事業者団体及び災害防止団体の皆様と連携し、労働災害防止対策を最優先課題として重点的に取り組んできたところですが、今般、全国安全週間（7/1～7/7）「スローガン：安全は急がず焦らず怠らず」にあたり、局長自らも参加して、発注者及び建設工事関係者団体との合同安全パトロールを実施することとしました。

また、7月は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（※1）の重点取組期間でもありますので、暑さ指数測定器を活用した、暑さ指数(WBGT値)（※2）の把握とその対応等の徹底についても周知を図ります。

合同安全パトロール実施要領

1 実施日時

令和4年7月6日(水) 10:00~12:00(予定)

2 場所

鹿児島市高麗町43-1

(仮称)交通局跡地ホテル棟新築工事現場

3 スケジュール

(1) 09:40 現地集合 (1階:朝礼会場)

(2) 10:00~10:05 鹿児島労働局長 あいさつ

(3) 10:05~10:15 現場所長 工事概要説明

(4) 10:15~11:30 パトロール

(5) 11:30~12:00 講評

4 工事概要等

(1) 事業場名 株式会社大林組

(2) 工事名 (仮称)交通局跡地ホテル棟新築工事

(3) 所在地 鹿児島市高麗町43-1

(4) 発注者 南国殖産株式会社

(5) 工期 令和3年2月1日~令和4年12月31日

(6) 工事概要 鉄骨構造 地上19階 塔屋2階 高さ86.2m

5 参加団体等(予定)

鹿児島建設工事関係者連絡会議構成員のうち、鹿児島市内に所在する団体・機関
鹿児島労働局・鹿児島労働基準監督署

6 その他

(1) 撮影等の取材を希望される場合は、7月4日(月)16:30までに、担当者(労働基準部健康安全課丸田 連絡先 099-223-8279)までご連絡ください。

(2) 現場内に駐車場は無く、近隣の有料駐車場は満車の場合が多いようですので、公共交通機関をご利用ください。

(3) 現場では、保護帽(ヘルメット)の着用をお願いします。
未着用者の入場は固く断ります。

(4) 現場内では、関係者の指示に従って移動してください。

* 雨天決行いたします。

※1 STOP！熱中症クールワークキャンペーン

期間 令和4年5月1日から9月30日まで

準備期間4月、重点取組期間7月

※2 Wet-Bulb Globe Temperature(湿球黒球温度)

WBG Tの値は、自然湿球温度と黒球温度を測定し、また、屋外で太陽照射のある場合は乾球温度を測定し、それぞれの測定値を基に次式により計算したもの。

(1)屋内及び屋外で太陽照射のない場合

$$WBG T = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

(2)屋外で太陽照射がある場合

$$WBG T = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

自然湿球温度	強制通風することなく、輻射(放射)熱を防ぐための球部の囲いをしない環境に置かれた濡れガーゼで覆った温度計が示す値
黒球温度	次の特性を持つ中空黒球の中心に位置する温度計の示す温度 ①直径が 150mm であること②平均放射率が 0.95(つや消し黒色球)であること③厚さができるだけ薄いこと
乾球温度	周囲の通風を妨げない状態で、輻射(放射)熱による影響を受けないように球部を囲って測定された乾球温度計が示す値

(労働基準部健康安全課)

【資料1】 令和4年度全国安全週間 合同安全パトロール実施要綱

【資料2】 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和4年度全国安全週間 合同安全パトロール実施要綱

1 趣旨

令和4年度の全国安全週間(7月1日～7日)にあたり、鹿児島労働局、建設工事関係機関(発注者)・団体(災害防止団体、事業者団体)による安全パトロールを実施することにより、広く安全意識の高揚、安全活動の定着、管内事業場の安全水準の向上を図る。

2 実施日時

令和4年7月6日(水) 10:00～12:00(予定)

3 場所

鹿児島県鹿児島市高麗町43-1
(工事現場)

4 スケジュール

- (1) 10:00～10:05 鹿児島労働局長 あいさつ
- (2) 10:05～10:15 現場所長 工事概要説明
- (3) 10:15～11:30 パトロール
- (4) 11:30～12:00 講評

5 工事概要等

- (1) 事業場名 株式会社大林組
- (2) 工事名 (仮称)交通局跡地ホテル棟新築工事
- (3) 所在地 鹿児島市高麗町43-1
- (4) 発注者 南国殖産株式会社
- (5) 工期 令和3年2月1日 ～ 令和4年12月31日
- (6) 工事概要 鉄骨構造 地上19階 塔屋2階 高さ86.2m

6 安全パトロールにおける重点的な確認事項

- (1) 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
- (2) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (3) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (4) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (5) 転倒災害防止対策(S T O P ! 転倒災害プロジェクト)

- (6) 高年齢労働者に対する労働災害防止対策
- (7) 交通労働災害防止対策
- (8) 熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）
- (9) クレーン等、車両系建設機械等の安全な作業方法の徹底

STOP! 熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —



職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



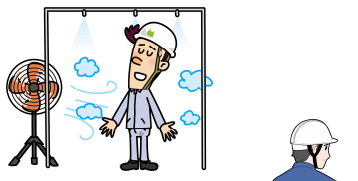




労働災害防止キャラクター **チューイカン吉**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）		
<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など	WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	服装などの検討	通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。迷わず 救急車を呼びましょ う! 
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょ。 
<input type="checkbox"/>	発症時・緊急時の措置の確認と周知	体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょ。 

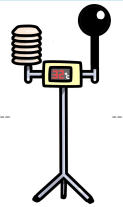
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP 1

□ WGBT値の把握






JIS 規格に適合したWGBT指数計でWGBT値を測りましょう。



WGBT指数計の例

STEP 2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWGBT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WGBT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WGBT値が高いときは、 単独作業を控え 、WGBT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣らし ましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渴いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりと取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP 3

熱中症予防管理者等は、WGBT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WGBT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/> WGBT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WGBT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



報道関係者 各位

令和4年7月1日（金）

【照会先】

鹿児島労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 礮元 昭二

室長 補佐 稲田 一穂

新しい「くるみん」企業が誕生しました！ ～新しい認定制度がスタートして県内初の認定～

鹿児島労働局（局長 中所 照仁）は、次世代育成支援対策推進法に基づくくるみん認定企業として、令和4年5月18日付けで、「社会福祉法人 天祐会」（理事長 長田 美智代）を認定しましたので、公表します。

なお、くるみん認定通知書交付式を以下のとおり執り行うことといたしました。

○くるみん認定企業

社会福祉法人 天祐会（鹿児島市）

※鹿児島労働局管内の「くるみん認定」企業は、今回認定された企業を含めると45社となります。



○くるみん認定通知書交付式

日時 令和4年7月5日（火）10時30分～（20分程度を予定）

場所 鹿児島労働局 局長室

（鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階）

内容 認定通知書の交付、記念撮影、認定企業との意見交換

- * 認定通知書交付式は、撮影、傍聴可。
- * 交付式終了後、認定企業、労働局への取材を行うことも可能です。
- * 交付式当日は、鹿児島労働局局長室へ直接お越しください。
- * 取材希望の方は、事前に雇用環境・均等室までご連絡をお願いします。
- * 交付式当日、発熱または体調に不安のある方は、取材をお控えください。当日取材ができない場合であっても、当局が撮影した写真を提供することができますので、当局あてご相談ください。
- * 交付式当日は、ご本人確認のため、身分証明書または名刺等をご持参くださいますようお願いいたします。また、マスクの着用についてご理解とご協力をお願いいたします。

資料1 くるみん認定企業の取組概要

資料2 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とくるみん認定について

資料3 鹿児島労働局管内のくるみん認定企業一覧

社会福祉法人天祐会の取組概要

<企業情報>

所在地 鹿児島市
業 種 社会福祉事業
代表者氏名 理事長 長田 美智代
労働者数 185名（うち女性 126名）



○ 計画期間 令和 元年 7月 1日～令和 4年 3月31日（1期目）

○ 内 容

- ☆ 目標 1 職員の育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除等制度の周知を実施する。
- ☆ 目標 2 妊娠や産休・育休復帰後の職員のための相談窓口を設置する。

行動計画取組結果

- ☆ 1 職員の育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の概要等を記載したパンフレット「出産育児制度のご案内」を作成し、全職員に配布した。制度利用者に対する理解も深まり、行動計画期間中の
 - 男性職員の育児休業取得率 25%（取得者2名／対象者8名）
 - 女性職員の育児休業取得率 150%（取得者6名／対象者4名）
 であった。

※女性職員の取得者のうち2名は、行動計画期間前に出産し、行動計画期間中に育児休業を取得した者である。
- ☆ 2 相談窓口設置について検討後、窓口担当者を選任し、各事業所に窓口設置の案内を掲示することにより周知した。さらに、相談内容を記録、活用できるように「相談用紙」も作成した。
- ☆ 行動計画目標としての取組以外にも、「年次有給休暇取得率100%」「残業ゼロ」を法人の目標に掲げ取組を進めた結果、令和3年度の
 - 年次有給休暇の取得率 86%
 - 所定外労働時間 0.93時間（月平均）
 となった。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とくるみん認定について**【次世代育成支援対策推進法（次世代法）】**

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律（令和7年3月31日までの時限立法）です。

この法律に基づき、企業・国・地方公共団体は、各種行動計画を策定することとされています。

【次世代法に基づく認定（「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」、「トライくるみん認定」）】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画を策定・実施し、以下の認定基準を満たした場合に、都道府県労働局に申請し、厚生労働大臣の認定（「くるみん認定」、「トライくるみん認定」）を受けることができます。

また、「くるみん認定」または「トライくるみん認定」を受けた事業主は、別途定められた認定基準を満たした場合に、都道府県労働局に申請し、特例認定（「プラチナくるみん認定」）を受けることができます。

【「くるみん認定」についての主な認定基準】

1～10のすべてを満たす必要があります。（なお、労働者数が300人以下の一般事業主については、5及び6に関して特例が別途設けられています。）

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 男性の育児休業等取得について、次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。
 - （1）計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - （2）計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて20%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

【労働者数300人以下の一般事業主の特例】

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、（1）～（4）のいずれかに該当すれば基準を満たします。

- （1）計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- （2）計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- （3）計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率

が10%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

(4) 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

【労働者数300人以下の一般事業主の特例】

計画期間内の女性の育児休業等取得率が75%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たします。

7 3歳から小学校就学前の子どもを育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。

8 計画期間終了事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。

(1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月45時間未満であること。

(2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。

9 次の(1)～(3)のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。

(1) 所定外労働の削減のための措置

(2) 年次有給休暇の取得の促進のための措置

(3) 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

10 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

「両立支援のひろば」 <https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>

は、厚生労働省が運営するウェブサイトです。

・一般事業主行動計画を公表する「一般事業主行動計画公表サイト」

・自社の両立支援の取組状況をチェックし、その結果を踏まえ一般事業主行動計画を作成できる「両立支援診断サイト」

・企業や労働者向けのお役立ち情報 など、

職場で、両立支援を進めるための各種情報を検索・閲覧できます。ぜひご利用ください。

【認定のメリット①】

認定を受けると、認定マーク（愛称：くるみん）を、商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。その結果、企業イメージの向上、労働者のモチベーションアップやそれに伴う生産性の向上、優秀な労働者の採用・定着が期待できます。

さらに、各府省が公共調達を実施する場合に加点評価を受けることができます。

＜公共調達における加点評価＞

各府省等が総合評価落札方式または企画競争による調達によって公共調達を実施する場合は、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業などを加点評価するよう国の指針において定められています。それに基づき各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式又は企画競争による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。

【認定のメリット②】

内閣府において、中小企業における子育て支援環境を整備する観点から、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が300人以下）に対し、上限50万円の助成金を支給する「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」を実施しています（令和3年10月から令和9年3月まで）。

事業の詳細については、以下のURLをご覧ください。一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト <https://kuruminjosei.jp/>

【認定のメリット③】

次世代法に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が100人以下）や、上記のうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURLをご覧ください。日本政策金融公庫へお問い合わせください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定企業一覧(鹿児島県)

資料3

都道府県	企業名	所在地	認定年	認定回数	プラス認定年	プラス認定回数
鹿児島	株式会社image	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	株式会社アリマコーポレーション	鹿児島市	2017年	1		
鹿児島	社会福祉法人以和貴会	鹿屋市	2015年	1		
鹿児島	株式会社 鹿児島銀行	鹿児島市	2007年・2009年・2011年・2013年・2016年	5		
鹿児島	鹿児島信用金庫	鹿児島市	2008年・2011年・2014年・2018年・2021年度	5		
鹿児島	鹿児島製茶株式会社	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	鹿児島相互信用金庫	鹿児島市	2007年・2009年・2017年	3		
鹿児島	国立大学法人鹿児島大学	鹿児島市	2010年・2014年	2		
鹿児島	国立大学法人鹿屋体育大学	鹿屋市	2013年	1		
鹿児島	社会福祉法人川上福祉会	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	医療法人寛容会	鹿児島市	2010年	1		
鹿児島	医療法人起生会	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	斯文堂株式会社	鹿児島市	2014年・2016年	2		
鹿児島	株式会社九州タブチ	霧島市	2018年	1		
鹿児島	医療法人杏政会	薩摩川内市	2013年	1		
鹿児島	医療法人クオラ	薩摩郡	2020年	1		
鹿児島	社会福祉法人敬天会	始良市	2018年・2020年	2		
鹿児島	社会福祉法人幸尋会	南さつま市	2010年	1		
鹿児島	社会福祉法人州鷗会	鹿屋市	2011年・2014年	2		
鹿児島	コーアツ工業株式会社	鹿児島市	2017年	1		
鹿児島	社会福祉法人高齢者介護予防協会かごしま	鹿児島市	2021年	1		
鹿児島	医療法人三愛会	鹿児島市	2016年	1		
鹿児島	医療法人参天会	鹿児島市	2013年	1		
鹿児島	医療法人慈圭会	鹿児島市	2017年	1		
鹿児島	医療法人潤愛会 鮫島病院	鹿児島市	2015年	1		
鹿児島	医療法人腎愛会	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	株式会社新日本科学	鹿児島市	2009年	1		
鹿児島	生活協同組合コープかごしま	鹿児島市	2012年	1		
鹿児島	社会福祉法人徳之島福祉会	大島郡	2015年	1		
鹿児島	社会福祉法人中江報徳園	鹿児島市	2014年	1		
鹿児島	長島開発株式会社	鹿児島市	2015年	1		
鹿児島	長島商事株式会社	鹿児島市	2012年・2015年	2		
鹿児島	南国殖産株式会社	鹿児島市	2011年	1		
鹿児島	南生建設株式会社	鹿児島市	2019年	1		
鹿児島	株式会社 富士通鹿児島インフォネット	鹿児島市	2009年	1		
鹿児島	ホンザキ南九株式会社	鹿児島市	2015年	1		
鹿児島	医療法人美崎会	霧島市	2011年	1		
鹿児島	株式会社南日本情報処理センター	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	株式会社南日本銀行	鹿児島市	2014年	1		
鹿児島	株式会社南日本ライフ	鹿児島市	2020年	1		
鹿児島	医療法人玲心会	曾於郡	2014年	1		
鹿児島	株式会社トヨタ車体研究所	霧島市	2021年	1		
鹿児島	株式会社渡辺組	鹿児島市	2021年	1		
鹿児島	社会福祉法人クオラ	薩摩郡	2022年	1		
鹿児島	社会福祉法人天祐会	鹿児島市	2022年	1		